

5 東京漁調第 105 号
令和 5 年 11 月 24 日

一般社団法人全日本釣り団体協議会会長 殿

東京海区漁業調整委員会
会長 有元 貴文
(公印省略)

東京海区漁業調整委員会指示について (通知)

このことについて、漁業法第 120 条第 1 項の規定により下記のとおり指示しましたので、
ご了承ください。

記

東京漁調指示第 10 号 東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限

※「東京都公報」写し (抜粋) 参照

東京海区漁業調整委員会事務局
電話 03-5320-4852(直通)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 歴史的建造物の選定解除……………
- ……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………（同）……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………

告示（公）

- 警察署協議会委員の委嘱……………

告示（海区漁業）

- 東京海区における遊漁者によるひき縄釣りの制限……………
- 東京海区におけるいか釣漁業の制限……………
- 東京海区における火光利用とびうお漁業の制限……………

告示

- 東京都告示第千八百八十八号
東京都景観条例（平成十八年東京都条例第百三十六号）第二十四条第一項の規定により、東京都選定歴史的建造物の選定を解除したので、同条第二項において準用する同条例第二十二條第六項の規定により告示する。

令和五年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 東京都選定歴史的建造物の名称等

名称	構造及び規模	所在地
市政会館・日比谷公会堂	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上六階塔屋四階地下一階建	千代田区日比谷公園 一番三号

二 選定解除の理由
令和五年三月十六日付東京都教育委員会告示第十四号により東京都指定有形文化財（建造物）に指定されたため

三 選定解除年月日

令和五年三月十六日

●東京都告示第千八百八十九号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第一項の規定に基づき平成三十一年東京都告示第二百五十五号東京都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子

二 都市計画事業の種類及び名称

世田谷区 東京都市計画公園事業第四・四・二

三 事業施行期間 平成三十一年三月四日から令和十二年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分

令和五年十一月二十四日

東京都知事 小池 百合子

世田谷区

東京都市計画公園事業第四・四・二
十号玉川野毛町公園

平成三十一年三月四日から令和十二年三月三十一日まで

取用の部分

平成三十一年東京都告示第二百五十五号の事業地のうち、世田谷区野毛町一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分
変更なし

●東京都告示第千九百九十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月二十四日

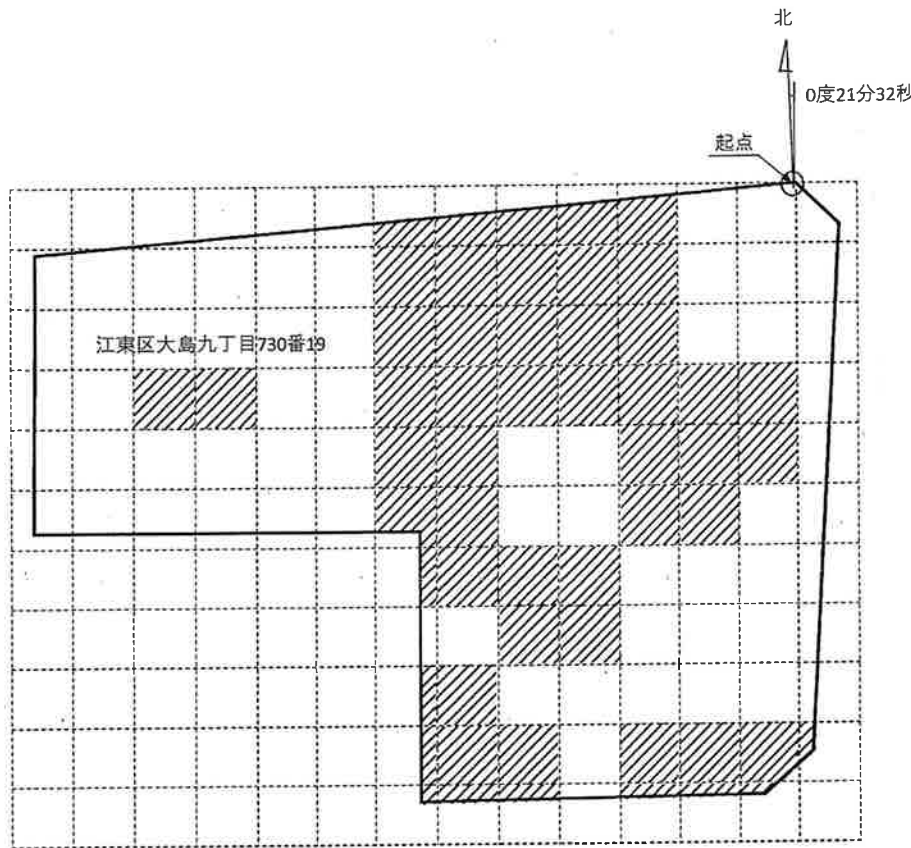
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島九丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 調査対象地
- - - 単位区画
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、江東区大島九丁目730番19の最北端とする。

【格子の回転角度(0度21分32秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第390号

警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規定により、令和5年11月10日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。

令和5年11月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

警察署協議会名	氏 名
警視庁北沢警察署協議会	小 杉 文 晴
警視庁東鴨警察署協議会	中 米 浩 人

告 示 (海区漁調)

●東京漁調指示第十号

東京海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。)による水産動物の採捕について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年十一月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(採捕の承認)

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合
- (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(承認基準)

二 承認は、次に掲げる条件をすべて満たすイベントについて行うこととする。

- (一) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと
- (二) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントであつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。
- (三) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの

- (四) この漁法を行う予定海域の関係漁業協同組合の同意を得ていること。
- (五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であつても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つてはならない。

- (一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。
- (二) 東京都内湾海域を除く東京海区(いずれも属島及び礁を含む。)の各島最大高潮時海岸線から二千メートル以内の海域

- (三) 令和六年二月一日から同年六月三十日まで及び令和七年二月一日から同年三月三十一日まで(ただし、三宅島

周辺海域にあつては、令和六年二月一日から同年五月三十一日まで及び八丈島周辺海域にあつては、同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和六年二月一日から令和七年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十一号

東京海区(伊豆諸島海域に限る。)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年十一月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー(シーアンカーを含む。)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業

- (三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

- (四) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

- (五) 各地先共同漁業権漁場内における操業。ただし、その漁業権免許を有する漁業協同組合から同意を得られた場合はこの限りでない。

- (六) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

- (七) 令和六年九月一日から令和七年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る。)において、前年度にこの漁業の承認を受け、水揚げした実績を有する者(操業実績報告書により確認できる者)

イ 前年度に承認を受け操業したものの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課長により、承認を保持する必要がある、かつ、漁業秩序の遵守及び漁業調整上支障がないことの見解書を提出し、委員会が特に認めた者

ウ 前年度の承認実績はないものの、平成二十年度以降にこの漁業の承認を受け、かつ、水揚げした実績を操業実績報告書により確認できる者

エ 資源の保護培養及び漁業調整上支障がなく、委員会が特に認めた者

オ 試験研究機関

(一) 承認隻数

この漁業の承認できる隻数の最高限度は三百十五隻以内とし、都県別の隻数は、次のとおりとする。

- 東京都 百八十隻
- 神奈川県 十三隻
- 千葉県 二十一隻
- 静岡県 八十三隻
- 青森県 三隻
- 高知県 四隻

(二) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

場合

エ その他委員会が漁業調整上支障があると認めた場合

合

(操業協定等)

三 この漁業の承認を受けた者は、操業海域において、当該漁業者との間又は他種漁業者との間で、漁場競合若しくは操業上の紛争が発生したときは、関係漁業者との間で操業協定書を締結する等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。この場合において、操業に関する協定等協議が整うまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。ただし、協定等を締結しなくても漁業秩序が維持される等、特に

委員会が認めた場合はこの限りではない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

四 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。(承認の取消し)

五 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことができる。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたととき。

(操業実績報告書の提出義務)

六 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和六年十月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

七 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

八 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

九 この指示の有効期間は、令和六年二月一日から令和七

年一月三十一日までとする。

●東京漁調指示第十二号

東京海区(東京都内湾海域を除く。)における火光利用とびうお漁業(集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年十一月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル

以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

二 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならない。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和六年八月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる（指示の有効期間）

三 この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。